

五 條 市

公私連携幼保連携型認定こども園 ～ 今後の認定こども園のあり方について ～

第2回 五條市教育・保育のあり方検討委員会



ゆめこども園（北宇智）



みらいこども園（本町）



きぼうこども園（阪合部）

五條市教育委員会 子ども未来課

1 第2回 五條市教育・保育のあり方検討委員会

開催日：令和6年10月23日（水）

（概 要）

設置目的：

五條市の就学前における教育・保育の充実を検討し、子どもにとってよりよい教育・保育環境の整備を推進する。

議 事：

- 1 公私連携幼保連携型認定こども園の選定について
- 2 法人募集における募集範囲について
- 3 五條市教育・保育のあり方検討委員会専門部会の設置について
- 4 法人募集、選定に関する事
- 5 今後のスケジュールについて

令和6年度 第2回五條市教育・保育のあり方検討委員会
次 第

日時：令和6年10月23日（水）
午後2時30分～
場所：市役所3階3-5・3-6

1 開 会

2 報 告

- ・7月3日開催、第1回五條市教育・保育のあり方検討委員会決議事項等の関係機関、関係者への報告について

3 議 事

- （議第1号）公私連携幼保連携型認定こども園の選定について
- ・公立認定こども園3園（ゆめ・みらい・きぼう）からどの2園を選定するのか。

- （議第2号）法人募集における募集範囲について
- ・市内、県内、県内外どのように行うか。

- （議第3号）専門部会の設置について
- ・専門部会委員の選出について

- （議第4号）法人募集、選定に関する事
- ・法人募集における募集項目の内容について
- ・法人選定における作成書類の内容について

- （議第5号）今後のスケジュールについて

4 その他

2-1 公私連携幼保連携型認定こども園 説明会実施状況

(1) 公立認定こども園職員説明会

開催日	施設名	主な意見
令和6年8月6日	ゆめこども園 きぼうこども園	①現在雇用されている職員はどうなるのか。 ➤正規職員は、市職員として公立認定こども園等で勤務します。会計年度任用職員で、公私連携法人で勤務を希望する場合は、積極的な採用を要請します。
令和6年8月7日	みらいこども園	②令和7年度は、公立認定こども園で働けるのか。 ➤令和7年度は、公立認定こども園として運営します。 ③会計年度任用職員の退職金は支給されるのか。 ➤個々の雇用条件、雇用期間に応じ、支給されます。

(2) 公立認定こども園保護者会役員説明会

開催日	施設名	主な意見
令和6年8月19日	きぼうこども園	①支援が必要な子どもにとって、先生が変わることは不安。 ➤令和7年度の移行期間の中で、丁寧に引継ぎを行っていきます。
令和6年8月20日	みらいこども園	②全くなじみがない法人が運営する公私連携のこども園は不安がある。公私連携法人の応募がなかった場合はどうするのか。 ➤五條市教育・保育のあり方検討委員会で法人募集の範囲について、検討する。再公募の場合、利用定員等の諸条件、公募範囲の変更などが考えられます。
令和6年8月22日	ゆめこども園	③公立の認定こども園を希望する園児が定数を超過した場合はどうするのか。 ➤入園申請時と同様に「五條市保育施設等利用調整事務取扱要綱」に基づき、保育の必要性に応じ決定します。

2-2 公私連携幼保連携型認定こども園 説明会実施状況

(3) 公立認定こども園保護者会説明会

開催日	施設名	主な意見
令和6年10月15日	きぼうこども園(1回)	①公私連携のこども園はどこになるのか。公立認定こども園を1園残す理由はなぜか。公立認定こども園を1園は残す必要があるのか。 ➤配慮が必要な子ども、社会的養護を必要とする子どもへの支援。地域のセーフティネットとしての役割。
令和6年10月16日	みらいこども園(2回)	②公私連携のこども園への移行期間が1年間となっているが短くないのか。 ➤令和7年度の移行期間の中で、子どもの発達段階に応じ、子どもの様子の把握に努め丁寧に引継ぎを行っていきます。
令和6年10月21日	ゆめこども園(2回)	③公私連携のこども園での特色事業を実施する場合、新たな負担が生じるのではないのか。 ➤保育料以外で新たに保護者負担となる費用については、保護者代表、公私連携法人、五條市で構成する「三者協議会」で協議し決定することとなります。
		④公私連携のこども移行に伴う、メリット、デメリットは。 ➤メリットは、公私連携法人による特色ある教育・保育サービスの実施。デメリットは、保育教諭異動による子どもの保育環境の変化や市役所が関わる機会の減少などが考えられます。
		⑤園名、制服は変わるのか。 ➤基本的に現行のまま移行します。

(4) 市内私立認定こども園意見交換会

開催日	法人名	主な意見
令和6年10月10日	社会福祉法人智辯会	①公私連携のこども園に参入しやすいような施策
令和6年10月11日	社会福祉法人愛誠会	②職員の派遣について

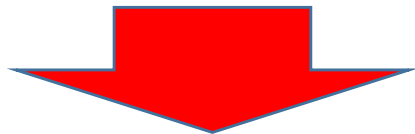
3 公私連携幼保連携型認定こども園の選定

公立認定こども園の役割

- ①保育の実施責任を基本とし、地域全体の子育ての実情を把握し、特別な配慮が必要な子どもについて適切な支援を行う。
- ②家庭環境への配慮、子ども・家庭の支援を行い、小学校へつなげる。
- ③社会的養護が必要な子どもについて、各関係機関と連携を図りながら、地域のセーフティネットとしての役割をはたす。
- ④正規職員の保育教諭を受け入れることが可能な規模。



規模が大きい認定こども園を五條市の保育のセーフティネットとして引き続き運営を行う。



公立認定こども園 → みらいこども園(本町) 【定員200】

公私連携のこども園 → ゆめこども園(北宇智) 【定員100】、きぼうこども園(阪合部) 【定員80】

4 法人募集における募集範囲

募集範囲の考え方

- ①五條市が推進している 0歳から15歳の育ちを支える教育・保育に沿った就学前教育・保育を実施している。
- ②五條市の地域性を理解し、これまで地域の中で社会福祉法人等として取り組んできた事業の実績は、市民（保護者）になじみのある事業者の方が安心感につながる。
- ③これまで、認定こども園、保育所等の運営実績がある事業者



第1段階 □→ 五條市内の事業者（学校法人又は社会福祉法人）

応募がなかった場合又は、審査時基準点に達しなかった場合

第2段階 □→ 奈良県内に募集範囲を拡げる。

5 移行スケジュール

年 度	月	取組み内容	備 考
令和6年度	12月	12月定例市議会☐公私連携に移行することも園報告	
	12月～	公私連携法人募集開始・選定（プロポーザル）	
	2月	公私連携法人決定 協定（覚書）内容協議	
	3月	3月定例議会➡公私連携法人決定の報告 覚書締結	
令和7年度	4月～	移行期間（引継ぎ・合同保育）	三者協議会設置
	12月	五條市立認定こども園設置条例一部改正（議会上程） （行政財産から普通財産）	
	3月	協定書締結 公私連携幼保連携型認定こども園届出（県）	公私連携法人→五條市→県
令和8年度	4月	公私連携幼保連携型認定こども園 開園	